

令和 8 年度鳴門市学園都市化構想実施計画

令和 8 年 3 月 3 0 日

この実施計画は、鳴門市（社会福祉法人いずみ福祉会を含む。）、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想における、令和 8 年度の具体的な連携協力策を関係者間で取り決めたものである。

1. 基本方針

- (1) この計画に掲げる連携協力策は、「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」（平成 2 5 年 2 月 8 日締結）、「鳴門市学園都市化構想について」（平成 2 5 年 1 月 2 1 日決定）、その他関係者間の合意事項に基づき実施する。
- (2) 実施計画は、毎年度策定することとし、実施年度の前年度中に決定する。

2. 具体的な連携協力策

- (1) 幼児教育・保育に関すること
 - ①学生・院生によるボランティア（鳴門市教育委員会が募集）
 - ②教育支援講師・アドバイザー制度を活用した講師派遣（保育所・こども園・幼稚園から申込み）
 - ③幼児教育・保育にかかる教育研究活動（詳細別紙）
- (2) 学力向上に関すること
 - ①学生・院生によるボランティア（鳴門市教育委員会が募集）
 - ②教育支援講師・アドバイザー制度を活用した講師派遣（小・中学校から申込み）
 - ③学力向上にかかる教育研究活動（詳細別紙）
- (3) 生徒指導に関すること
 - ①教育支援講師・アドバイザー制度を活用した講師派遣（小・中学校から申込み）
 - ②生徒指導にかかる教育研究活動（詳細別紙）
- (4) 課外活動に関すること
 - ①学生・院生によるボランティア（鳴門市教育委員会が募集）
- (5) その他教育研究活動に関すること
- (6) その他 3 者が協議して必要と認めること
 - ①特別支援教育に関する学生・院生によるボランティア（鳴門市教育委員会が募集）
 - ②施設利用
 - ア 本構想にかかる施設利用（学内林、図書館等を想定）に際しては、学校・園から鳴門教育大学学術情報推進課に申し込むこと。
 - イ 事故等の責任は、学校・園側でもつこと。

3. その他

- (1) ボランティアについては、学生・院生の自発的意志により行われるものであるため、全ての要望を満たすことを保証するものではない。
- (2) 鳴門市教育委員会が募集するボランティア等については、既存のボランティア同様、同市教育委員会において、ボランティア保険、交通費その他必要な経費を負担する。
- (3) 社会福祉法人いずみ福祉会と国立大学法人鳴門教育大学間の実施に当たっては、必要に応じて別途取り決めを行う。
- (4) 上記以外の事項については、関係者で話し合い決定する。